

市・県民税の住宅借入金等特別税額控除対象確認の流れ

スタート

平成11年1月1日から平成18年12月31日
までに入居されましたか

はい ↓ いいえ → **対象外**

平成19年分の住宅借入金等特別控除の額が
平成19年分の所得税より大きいですか

はい ↓ いいえ → **対象外**

平成19年分の所得で、税源移譲前の税率
で算出した場合に所得税が発生しますか

はい ↓ いいえ → **対象外**

住宅借入金等特別税額控除対象です

なお、控除額は市県民税所得割額が上限
となっていますので、還付金はありません。
また、均等割4,000円からは控除でき
ません

手続き(申告書の提出先)

住宅借入金等特別控除を含む年末調整
済みで、確定申告の必要のない方ですか

はい ↓ 確定申告する方は **所管税務署へ**
狭山市は所沢税務署

平成20年1月1日に居住していたのは
狭山市ですか

はい ↓ いいえ → **平成20年1月1日居住地へ**

市民税課に源泉徴収票を添付して市県
民税住宅借入金等特別税額控除申告書
を直接提出か郵送してください

給与収入のみで確定申告の必要のない方の特別申告受付
(所得税の住宅借入金等特別控除を含めた年末調整済の方)

受付日時 2月2日と9日の土曜日 9時～16時

2月4日～7日、18時～20時

受付場所 市役所6階会議室

必要書類 市県民税住宅借入金等特別税額控除申告書(給
与収入のみで確定申告書を提出しない納税者用) 源泉
徴収票(摘要欄に住宅借入金等特別控除可能額及び居
住開始年月日の記載があるもの)

市・県民税の減額措置対象確認の流れ

スタート

平成19年度市県民税の所得割額の課税
がありましたか

はい ↓ いいえ → **対象外**

平成19年度に課税された所得割はA、B
のどちらの所得に対するものですか

A 申告分離課税分のみの所得の方 **A** → **対象外**
B 営業、農業、不動産、給与、雑所得、退職所得、山
林所得などの所得のある方

↓ B

平成19年度の市県民税課税所得金額(申告
分離課税分を除く)が、18年分の所得税との
人的控除額の差の合計額より大きいですか

はい ↓ いいえ → **対象外**

平成20年度市県民税の課税所得金額(申
告分離課税分を含む)が、19年分の所得税
との人的控除額の差の合計額以下ですか

はい ↓ いいえ → **対象外**

平成19年度市県民税減額対象です

手続き(申告書の提出先)

平成19年1月1日に居住していたのは
狭山市ですか。

はい ↓ いいえ → **平成19年1月1日居住地へ**

市民税課に平成19年度分市県民税減額
申告書を直接提出か郵送してください

市・県民税住宅借入金等特別税額控除の申告

平成20年度分から28年度分の市県民税が控除されます。8ページの確認の流れをご覧ください。対象になるかを確認してください。

対象となる方は、確定申告期限(3月17日)までに、市県民税住宅借入金等特別税額控除申告書(以下、申告書)の提出が必要です。なお、申告は毎年必要となります。給与収入のみで確定申告の必要のない方は市民税課へ、確定申告をする方は確定申告書と一緒に所沢税務署に提出してください。確定

申告をする方の申告書は別様式となります。各申告書は市民税課で用意しています。また、市の公式ホームページからもダウンロードできます。給与収入のみで確定申告の必要のない方(所得税の住宅借入金等特別控除を含めた年末調整済の方)は、3月17日 まで随時受付を行います。

控除適用初年度につき、右のとおり特別申告受付を行います。申告書には源泉徴収票の添付が必要です

総所得分の税率表(給与・営業所得など) **税額の算出式**...税額 = 課税所得 × 該当税率 - 速算控除

所得税の税源移譲前の税率			所得税の税源移譲後の税率		
課税所得	税率	速算控除	課税所得	税率	速算控除
1,000円 ~ 3,299,000円	10%	0円	1,000円 ~ 1,949,000円	5%	0円
			1,950,000円 ~ 3,299,000円	10%	97,500円
3,300,000円 ~ 8,999,000円	20%	330,000円	3,300,000円 ~ 6,949,000円	20%	427,500円
			6,950,000円 ~ 8,999,000円	23%	636,000円
9,000,000円 ~ 17,999,000円	30%	1,230,000円	9,000,000円 ~ 17,999,000円	33%	1,536,000円
18,000,000円 ~	37%	2,490,000円	18,000,000円 ~	40%	2,796,000円

平成19年度分 市・県民税の減額措置の申告

平成19年度市県民税を減額する経過措置が設けられます。8ページの確認の流れをご覧ください。対象になるかを確認してください。対象となる方は、7月1日 から7月31日の間に平成19年度分市県民税減額申告書(以下、申告書。市民税課で用意)を市民税課に提出してください。また、市の公式ホームページからもダウンロードできます。

なお、本人控が必要な方は2枚に記入してください。

市県民税と所得税の人的控除の差額

所得控除			差額	所得控除			差額
配偶者控除	一般	5万円	寡婦控除	一般	1万円	特別	5万円
	老人	10万円		特別	5万円		
扶養控除	一般	5万円	寡夫控除		1万円		
	特定	18万円	勤労学生控除		1万円		
	老人	10万円	配偶者特別控除	38万円超 40万円未満	5万円		
	同居老親	13万円			40万円以上 45万円未満	3万円	
同居特別障害者加算		12万円	基礎控除			必ず加算 5万円	
障害者控除	普通	1万円					
	特別	10万円					

問合せ市民税課へ内線1095 詳しい内容は市の公式ホームページでもご覧になれます